

Title	ベルナルド・ダヴンツァチの貨幣論 (上)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.9 (1914. 11) ,p.1181(87)- 1192(98)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141100-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に引かれて此無謀の大戦亂に投ずるに至れるなり。埃國の政治家は思慮と識見とを缺きたるが爲に、獨逸の獎勵に乗りて無謀の大躍進を爲し。一たび危険を感じて退一步せんと欲したる時には、其身は既に激浪の捕ふる所となり居たるなり。凡庸政治家の國を誤ること實に此の如きものあり。鑑みざる可らざるなり。

ペルナルド・ダヴンツァチの貨幣論(上)

高橋誠一郎

中世紀の末葉より近世の始期に亘れる歐洲各國貨幣制度の紊亂は幾多の論客を驅つて其意見を發表するの機會を得せしめ、延いては貨幣の本質職能に關する研究と爲り、落糞たりし當時の經濟思想界に多少の生氣を興へたるの觀あり。一千三百二十七年に巴里大學の主宰たりし Jean Buridan の如きは這般の論客中最も注意に値す可きものにして、彼は其著 *Quaestiones in viii. libris Politicorum Aristotelis* 中に於て貨幣を以て人類の生活上必要缺く可らざるものとなし、是が理由を人々の要望する財物存在の場所が相互隔離せること並に吾人の有する欲望の多種多様なることに求め、斯くて容積少なく運搬至便に且つ價值大なる交易媒介の資料に由りて遂行せらるゝ職能を明かにし、更に進んで通貨の改鑄は單に是に由りて社會上

の利益を進捗するを目的とせる場合に限り正當と看做す可きものなることを論述したり。佛王 Philippe 四世並に Edouard 一世に歷仕せる Pierre du Bois 亦其國王に捧呈せる書中に於て、貨幣の改惡を以て聖代に於ける最大の不祥事となし、其如何に一般國民に對して破壊的效果を齎し、且つ外國貿易に取りて致命の打撃を與ふるものなるやを教示せり。Philippe 四世の財政顧問たりし伊太利人 Musciato Guidi も同じく當時に於ける貨幣改鑄の非難す可き所以を説き、其國家に與ふる害惡は戰爭よりも却つて大なるを論じ、鑄貨の改惡は之が鑄造を受負へる者以外に何人も利する所あるを見ずと喝破せり。

洵に中央集權的國家の樹立と共に通貨の改惡 *morbus numericus* は宛も國王の特權たるが如き觀を呈し、前述せる Philippe de Valois の如きは是を以て其財政の窮乏を補足す可き好個の方策なりとなせるの狀あり。然れば通貨の改惡に對する非難は實に賢明なる如上の廷臣等の間に存したるのみならず、惡貨濫發の爲めに恐慌を來せる各都市並に是に由りて直接の痛苦を忍びつゝありし各個人よりの建白書と爲りて頗々として發せらるゝを見たり。就中著しきものは Pierre l' Auvergnat の

致せるものにして、彼の所言に據れば、下層社會の人民は自己の園圃、葡萄園並に肉體の勞働の生産せる結果に依るの外生活の途なきものなり、而して彼等は今や従前善貨を以て支拂を受けたる當時に比し毫も多額の所得を得ると能はず、然も國外より購入せざるを得ざる財物に對しては勢多額の支拂を行はざるを得ざるの窮境に陥れるなり。其他伊太利人 Pete Bonaprise 亦其上書中に於て外國に對する支拂増加のことを云々せり。斯くて南部の十市の如きは熱狂の極、彼の聖 Louis 王時代の鑄貨制度を恢復し、爾後之を變更せざるは正に聖靈の事業たる可きものなりと宣言せり。

遮莫第十四世紀に於ける貨幣論者中に在りて最大なる地位を占むるものは恐らく佛王 Charles 五世の師傳にして一千三百八十二年 Lisleux の僧正として長逝したる Nicole Oresme 其人なる可きか。彼は其著 *Tractatus de Origine, Natura, Jure, et Mutationibus Monetarium* (此書は後年著者自ら翻譯して *Traicté de l'origine, nature, droit et mutation des monnoies* と題し、一千八百六十四年 Wolowski 之を翻刻して *Traicté de la premiere invention des monnoies de Nicole Oresme* と號してより普く現代學者等の注意を惹起す

るに至れり)に於て貨幣本來の性質及び用途に就きて説明を下したる後國王は貨幣の量目減殺 *la mutacion du poids* 品位落下 *la mutacion de la matiere* 若しくは法定名價の變更 *la mutacion de l'appellation* 等當時屢々行はれたる貨幣改鑄上の悪手段を行ふの權利を有せず、凡そ國王又は國法は如何なる場合と雖も貨幣價值即ち貨幣の購買力を決定するの權能なきものにして、貨幣の法定比價は精密に各地金夫れ夫れの市價と一致を保つ可く、若し鑄貨の法定比價が各地金の自然價值即ち市價其物と相違ある場合には低く評價せられたる鑄貨は全く流通せざるに至り高く評價せられたるもの獨り交易場裡に行はるゝこととなる、而して若し品位を落下し又は量目を減殺せられたる貨幣が品位正しく量目完全なる鑄貨と相並びて流通を許さるゝ時は、あらゆる善貨は悉く其跡を絶ち、惡貨のみ獨り流通を恣にして商取引を荒廢せしむるに至る可しと論じたり。

此第十四世紀に於ける佛國最大經濟學者の亞流を汲めるものに Gabriel Biel (一千四百九十五年死)あり、Tübingen の神學講師にして、其著 *Collectorium Sententiarum* 中に貨幣を論じたる一節 *De Monetarium Potestate simul et Utilitate Libellus* あり、別に單行本として出版せらるる *Napoli* の人 *Diomedes Caraffa* (一千四百八十七年死)が *Aragon* の *Eleonora* の爲めに物したる *De Regenis et boni Principis Officiis* 四卷の内(此書の原文伊太利書は失はれたるも羅典譯傳はれり) *De re familiari et vectigalibus administrandis* 及び *De subditorum civitatisque commodis procurandis* の二章は經濟論に涉れるものにして、其貨幣惡鑄に關する反對意見亦茲に見出し得可し、同市の法律學者 *Andreas de Rampinis* (ab *Iserna*) も等しく其筆を同一問題に染めたり。

第十六世紀の初葉に當り通貨問題に關する論策は更に一段の活氣を呈し、斯くて獨逸に於ける經濟學上最初の注意す可き産物を生ずるに至れり。Ernest 及び Albert の血統を傳へて索遜に君臨せる公爵家の二流は同國內に於ける銀鑛を共有し來りしが、一千五百三十年の交に至り Ernest 家は新に通貨の改悪を行はんと企圖せり。時に Albert 家の庇護の下に *Gemeine Symmen von der Münz* (一千五百三十年)なる一書刊行せられて此舉を非難し、斯くて兩統の間に本問題を中心として論難攻撃行はれ、一時の壯觀を呈したり、而して又 *Nürnberg* の商人に *Christoph Fuhres* なるものあり、銀鑛を領有せる獨逸各邦の同盟を主張せり。

吾人は又茲に同一問題に關聯して當時の積學 Nicolas Copernicus の大名を想起せざるを得ず。當時普魯西議會の一員たりし彼が波蘭王 Sigismund 一世の勅を受けて起稿したる *De monetae cudendae ratione* (一千五百二十六年著、一千八百十六年始めて刊行せられ、一千八百五十四年 Warszawa 版の全集中に編入せられ更に一千八百六十四年 Wolowski の手に翻刻せらる。 *Traité de la monnaie de Copernic* 是なり) は當時波蘭に隸屬せる普魯西諸州に於ける貨幣制度改革の必要と其方策を説き Danzig, Elbing 及び Thorn 等の諸市に由りて行はれたる誤れる經濟政策の廢棄を成就せんことを企圖し、一國の君主と雖も鑄貨並に其他貨物の價值を支配する能はざること、凡そ君主の權内に於て遂行し得可きは鑄貨をして充分なる法定の量目、品位並に名價を維持せしむるに在り、君主が其鑄貨の量目を減じ、品位を下し若しくは名價を變ずるは不正の所業にして、量目充分にして品位正しき善貨が品位下落し量目減少せる惡貨と共に流通市場に併存するは不可能の事にして、凡そありとあらゆる善貨は深く貯藏せられて世に出でざるか或は溶解せられ若しくは國外に輸出せられて其跡を絶ち、惡貨のみ獨り流通場裡に残存するに至る可し、金銀貨は其それ

の地金が市場に於て有すると同一の比率を保たしめざる可らず、金銀貨をして各其地金の市場比價と相違れる法定比價を以て相並んで無制限に流通せしめんとするは不可能の事にして、高く評價せられたるものゝみ獨り流通を恣にするに至る可し、然れば造幣局が良貨を發行したる場合には品位低く量目少なき貨幣は總て之を回收して其跡を絶たざる可らず、然らざればありとある良貨は出づるに従つて消滅し商取引を攪亂するに至る可し、同一國內に兩個の相異なる價值の標準を設置するの不都合なるは恰も度量衡に二個の標準あると同一なりとの旨を論述せり。此偉大なる星學者が彼の時代を去る百六十年の昔に敘述せられたる Nicole Oresme の書に對し何等の智識を有せずして然も同一の結論に到達し得たるは頗る興味あることに屬するなり。同一なる經濟生活上の病患は時代を隔て國を異にせる兩個の天才をして同一の書方箋を興へしむに至りしものならんか。人若し此等兩者を以て後年英の Elizabeth 女王に建白したる Sir Thomas Gresham の所言並に吾が新井白石の改貨議及び改貨後議三浦梅園の價原に比するあらんか更に一段の興趣を覺ゆるなる可し。

第十六世紀の末葉に及び通貨問題は再び其急を告げて時の論壇を賑はすに至れり。西班牙のFelipe三世の弊政に對して攻撃の聲を揚げたるものにJuan de Marianaあり。其著 *De monetae mutatione disputatio* (一千六百〇九年)は此著名なるジュエジュエツト教徒が管に歴史家にして且つ深刻なる思想家たりしに止らず聰明なる一個の經濟學者たりしを示すものなり。彼は當時行はれたる粗惡なる新貨の發行を非難し、王權に對抗して庶民の權利を主張し、君主は決して其臣民の主人たるものに非ず、而して彼は人民の代表者の承諾を経ずして課税するの資格を有するものにあらずとの事實を想起せしめ、造幣のことたる須らく度量衡と等しく鞏固安定なる可し、是れ即ち實業界の安靜を得せしむる所以なりと論斷せり。

然れども當時に於ける歐洲何れの邦國よりも惡政の下に苦むこと甚しく經濟界の窮迫其極に達したるものは伊太利にして、總て又同國に幾多の經濟學者輩出して其禍患の根本を探究し之が救済の方法を論策せしむの因とは爲れり。經濟上の他の諸問題に關する伊太利學者の所論は暫く之を後日に譲り、吾人が當面の研究主題たる貨幣制度の混亂中に其本然の性質を稽ねて世弊を匡正するに努むる

と共に後世に於ける斯學の研究に資すること大なりし彼の Firenze の人 Bernardo Davanzati を生ずるに至りしも正に此時代たるなり。

吾人は Bernardo Davanzati (一千五百二十九年—一千六百〇六年)の生涯に就きて知悉する所極めて少なきのみならず、本篇の目的としては深き研究を此點に注ぐの必要を見ざる可し。吾人は單に彼が商業に關して因縁深く且つ當時に於ける有力なる算數家たりし外、又 Tacitus の翻譯家として文運慶でたかりし人なりしと云ふに止めんとす。(Custodi の *Economisti Classici Italiani* を始め Conrad 及び Palgrave の字典亦記す所頗く少なし)。彼は一千五百八十一年の交 *Breve notizia dei Cambii* を著して簡單に爲替の本質を評論し、商業上の名辭を説明し、併せて其機關の作用を叙述し、當時に於ける最も曖昧にして且つ錯綜せる事象を巧に捕捉し來りて之を世人の眼に平易明快なるものたらしめたり。彼は又時の執政 M. Baccio Valori の需に應じ、一千五百八十八年 Firenze の學士會院 (*Accademia Fiorentina*) に於て貨幣に關する講演を行ひたり。是れ即ち *Lezioni delle Monete* として今日に傳はる所のものなり。彼と殆ど時を同うして Gasparo Scaruffi あり。古き銀行家の家より出で商人にして

傍ら父祖の業を継ぎ、一千五百五十二年 Reggio に於て造幣局試金官と爲り、其後種々の公職に従事すると同時に銀行業を經營せり。一千五百七十五年より同七十九年に亘りて編輯せられ一千五百八十二年 L'Alitinofo, per far ragione e concordanza d'oro e d'argento の題下に出版せられ、後改めて Discorso sopra le monete e della vera proporzione tra l'oro e l'argento と稱せられたる彼の著書は疑もなく當時に於ける貨幣論中最も價值多きものの一にして、彼は先づ貨幣の用途に價值の尺度並に交易の一般的資料たるの二あることを區別し、貨幣の價值は主權者の意思より獨立して存在す可きものにして主權者は單に之を確認するのみとなし、貨幣を鑄造するは之を以て國庫收入の一財源たらしむるの目的を以て行はる可きにあらず、單に社會に對して一勤務を提供するに過ぎずと主張せり。彼は又當時の通貨制度の混亂に對する救濟策として一と十二の定率を以て復本位制度を採用せんことを提言したりと雖も、然も彼は貨幣價值の變動を以て偏に之を幣政の混亂に歸し、金銀價值の變動より論及する所なかりき。斯くて彼は貨幣鑄造上の實際問題を論じたる後、其有名なる貨幣同盟論に入れり。即ち嘗に惡貨の濫鑄のみならず、半島の政治的不統一と

繁多なる外國貿易に基く多種多様な通貨の流通に由りて腦まされつつある市場の實際に親炙せる彼は全歐主權者の代表者を以て成立せる貨幣會議の召集を主唱し、其決議に籍りて普く容積、形狀、組成及び圖様の劃一なる世界的通貨を鑄造し、以て全世界をして宛も一國一市の如き觀わらしめんことを熱心に説述せり。彼が自己の著書に對して如何に大なる自信を有したるかは希臘語 *ὑψηλὸς ὄψος* に基きて *Alitinofo* と題せるにても明かなる可し(此書の全表題は L'Alitinofo di M. Gasparo Scarniti Regiano per far ragione et concordanza d'oro e d'argento; che servirà in universale tanto per provedere a gli infiniti abusi del tosare et guastare monete; quanto per regolare ogni sorte di pagamenti et ridurre anco tutto il mondo od una sola moneta なり)。然れども此書の冗長にして難澁なる到底 Davanzati の簡明典雅なるに比す可くもあらず。Davanzati よりも稍や遅れて Romeo Bocchi あり、一千六百十一年に起稿せられ同二十一年 Venezia に於て Pinelli 及び Giotti の手に順次に出版せられたる Anima della moneta 並に Corpo della moneta の兩卷より成る Della giusta universale Misura e suo Tipo の著ありと雖も不幸にして大なる注意を喚起せしむるに至らず。Napoli 造幣局長にして同時に有爲の商人たりし

Giovanni Donato Turbolo 亦一千六百十六年より同二十九年に亘りて同市の通貨に關する *Discorsi e Relazioni* を續刊し通貨の改悪に對して抗辯を行ひ、爲替相場の法定に反對し、貴金缺乏の原因に就きて研究する所ありしと雖も、洵に Galiani の所言の如く彼は造幣局長として貨幣問題を取扱へるに過ぎずして嚴然たる哲理の上に立てる立法者の態度を以て之に近けるに非ず、従つて經濟學史上より觀てさまで重要の地位を占むるものにあらざる可し。即ち吾人が *Davies* の講演一卷を以て當時伊太利に於ける貨幣論中の白眉と爲し瑣か解説の勞を執らんとする所以なり。

(未完)

雜 錄

に就て紹介することある可し。

一 緒論

利益分配并に勞資協同制度に關する調査

堀江 歸一

英國商務院は千八百九十四年利益分配制度に關する調査を試み、其報告書を公にしたるが、近年同調査の後を承けて再び内外諸國の實例を蒐集し、其英國に關する部分は千九百十二年を以て、歐洲大陸諸國、合衆國并に殖民地に關する部分は千九百十四年を以て、世上に發表したり。Report on Profit Sharing and Labor Co-partnership in the United Kingdom: ed. 6496. Report on Profit Sharing and Labor Co-partnership Abroad. ed. 7283. 即ち是れなり。本文は其英國私人并に會社事業に於ける利益分配制度に關する部分を援抄したるに止まる、更に他日を期して、産業組合に於ける利益分配、歐洲大陸諸國并に英領殖民地の制度

千八百九十六年國際産業組合會議、巴里に開催せらるゝや、「利益分配」なる用語の意義を確定する爲めに、特別委員會組織せられ、同委員會は翌年「デルフト」に開催せられたる國際會議に報告を提出したり。即ち委員會は「利益分配」の意義に就て千八百八十九年巴里に於ける國際利益分配制度會議が滿場一致の下に成立せしめたる「本會議は被傭者をして豫め決定したる割合を以て利益の一部に参加せしむる任意の契約の公正にして、又總ての立法を支配する原則と一致することを認む」と云へる決議に同意し、更に左の説明を加へたり。

以上の定義に於ける契約なる用語は法律の形式を備へたる契約に相當するものなれども尙ほ同時に道徳上の義務を有する契約も事實に